

平成21年1月15日

理財部契約課

地域建設業経営強化融資制度について

公共投資の減少や価格競争の激化、資材価格の乱高下などにより、さらには最近の経済状況の変動によって、資金調達が困難になるなど、建設産業は厳しい経営環境に直面しています。

このため、建設産業の企業活動の安定と活性化のため、国が「安心実現のための緊急総合対策」の一施策として、昨年11月に制定した「地域建設業経営強化融資制度」を本市においても活用するための、未完成工事にかかる工事請負代金債権の譲渡を認めることにしました。

1 制度の効果

中小・中堅建設業者が工事の途中で、資金の一部を現金化でき、資金繰りの改善、経営力・施工能力の強化を図ることなどの効果が期待されます。

2 制度の概要

受注業者から事業協同組合等へ未完成工事に係る工事請負代金債権を譲渡し、これを担保に、事業協同組合（注1）や一定の民間事業者（注2）が（財）建設業振興基金から債務保証を受けている場合に、金融機関等から借り入れた資金を受注業者に転貸融資するものです。

さらに、未完成部分の施工資金について、金融機関から融資を受ける場合には、保証事業会社（注3）が債務を保証するものです。

注1：事業協同組合等とは、社団法人栃木県建設業協会など

注2：一定の民間事業者とは、保証事業会社の関連会社

注3：保証事業会社とは、東日本建設業保証株式会社

3 制度の対象

- ・宇都宮市が発注した建設工事であること。
- ・中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条に該当する中小企業者が受注していること。
- ・契約書第35条第1項の前金払を受けた工事であること。
- ・工期が複数年度に及ぶ場合には、対象にならない場合があります。

4 実施期間

平成21年1月15日から平成23年3月31日まで

5 その他

- ・詳しくは、宇都宮市契約課（電話：632-2164）又は、東日本建設業保証㈱栃木支店（電話：639-2388）にお問合せください。
- ・参考（(財)建設業振興基金）

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>